

令和5年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務 提案説明書

本説明書は、札幌市が実施する「令和5年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務」の委託契約の相手方を選定するための企画競争に関する必要な事項を定めることを目的とする。この企画競争の実施は、関係法令（札幌市の条例、規則その他規程を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、本説明書によるものとする。

1 名称

令和5年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務

2 業務目的、内容等

令和5年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後打ち合わせの中で変更する可能性がある。

3 履行期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月29日（金）まで

4 予算規模

5,390,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※ この金額は、規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 参加資格

応募者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 札幌市の競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス業」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点の有すること。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日付け財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置（以下「参加停止の措置」という。）を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は

民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの団体の活動への関与が認められる者でないこと。
- (7) 自治体等において、過去に移住イベントを開催した業務実績があること。

6 企画提案を求める項目

次の各号に掲げる事項について提案すること。

- (1) 業務執行体制
本業務を執行するにあたり、着実に実施できる業務体制、スケジュールとなっていること。
- (2) 類似業務実績
委託業務全体を円滑に進められると判断できる十分な実績があること。
- (3) 集客方法
より多くの集客を見込める会場を選定していること。また、広報が本業務のターゲットに対して、移住フェアへの参加意欲喚起やさっぽろ圏の魅力が伝わるような効果的な手法・魅せ方となっていること。
- (4) 移住フェアの企画・運営
来場者にとって会場全体と各相談ブースが回遊しやすいレイアウトや仕掛けとなっていること。
予約待機スペースを設け、順番待ちを行う来場者を飽きさせない工夫をすること。
委託者が準備する来場者アンケートの回答率を高めるための工夫や人員配置がなされていること。
- (5) 独自提案
本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案を行うこと。

7 申込方法

企画競争参加者は、以下のとおり企画書等を提出すること。

- (1) 提出期間
令和 5 年（2023 年）8 月 28 日（月）～9 月 12 日（火）17 時【必着】
- (2) 提出先
札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課 担当：山本

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所5階南側

(3) 提出方法

持参または郵送とする。

(4) 提出書類

ア 企画書 10部

※ 作成にあたっては、下記「8 企画書の作成」によること。

イ 参加意向申出書（様式1-1）及び事業者概要（様式1-2）各1部

ウ 見積書 1部

※ 積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額は評価対象とせず、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

エ 類似業務実績 1部

8 企画書の作成

企画書の作成にあたっては、以下の事項を遵守すること。

(1) 作成要領

ア 表紙を付し、表題として「令和5年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務」と記載すること。

イ 会社その他団体名（以下「事業者名」という。）を記載しないこと。

ウ 提出できる企画書は、1提案者につき1式までであること。

エ 体裁は次に掲げる条件を満たすこと。

(ア) 原則として、言語は日本語を用いること。なお、企画書の一部について、外国語を用いる場合は、一般人が理解し得る程度の日本語による注釈等を付すこと。

(イ) 通貨単位は円を用いること。

(ウ) 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

(エ) 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

(オ) ページ下部にページ番号を付すこと。

(カ) サイズはA4とし、表紙及び目次を除き、両面印刷で10枚以内とすること。

オ 難解な表現は避け、図解等を活用したわかりやすいものとなるよう努めること。また、専門用語等については、脚注等を付すこと。

カ 企画内容には、提案者が確実に実現できる内容を記載すること。なお、企画書の記載内容は、総予算額の中で実施できるものとみなす。

(2) 注意事項

ア 提出期限後の企画書の提出、再提出及び差替えは認めない。

イ 提出された企画書は返却しない。また、本企画競争の実施に必要な場

- 合、提案者は、札幌市が企画書その他提出書類を利用（改変、複製等を含む。）することを許諾するものとする。
- ウ 企画書その他提出書類は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）等に基づく請求等により、公開される場合がある。
- エ 提案者は、札幌市に対し、提案者自身が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権その他一切の権利を侵害するものではないことを保証するものとする。
- オ 企画書の著作権は、個々の提案者に帰属するが、本事業の実施等において必要と認められる場合、札幌市は企画書の全部又は一部を使用できるものとする。
- カ 企画案の利用等について、第三者による権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは、提案者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、委託者に何らかの損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- キ 企画書その他本企画競争の実施に必要な書類の作成等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- ク 札幌市と提案者における契約内容は、企画提案された内容等を踏まえ、協議の上決定する。なお、協議が整わないときは、受託者を変更することがある。

9 質問の受付

本業務及び本企画競争についての質問は、質問票（様式2）に記載のうえ、提出するものとする。

(1) 提出期限

令和5年（2023年）9月5日（火）17時【必着】

(2) 提出方法

電子メールとする。

<送信先アドレス> iju@city.sapporo.jp

なお、件名は、「令和5年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務 質問書（事業者名）」とすること。

(3) 回答

電子メールにより随時行う。なお、提出期限までに到着しなかった質問票については、回答しない。

また、本企画競争を実施する上で広く周知することが適当であると認められるものは、質問者の名を伏せた上、札幌市公式ホームページ上で公開することがある。

10 選定方法

企画提案は、「令和5年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、「12 審査基準」により、(1)及び(2)のとおり審査を行い、最も優れた提案者を選定する。

(1) 参加資格の確認及び一次審査

ア 参加資格の確認は「5 参加資格」に基づき行う。

イ 一次審査は、企画書その他提出書類により行う。

ウ 一次審査の通過者数は3者程度とする。なお、提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を省略する場合がある。

エ 参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに提案者全員に通知する。

(2) 最終審査

ア 札幌市が指定する日時及び場所において、一次審査を通過した提案者（一次審査を省略した場合は全提案者）に対し、ヒアリングを実施する。

なお、最終審査にあたり、一次審査の結果は引き継がない。

イ 各提案者につき、出席者は3名までとすること。

ウ ヒアリングは1者25分（説明15分、質疑10分）程度で、順次個別に行う。なお、説明にあたり、プロジェクター等の使用は認めない。

エ ヒアリングの結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。なお、最終審査の結果に関する質問については、「14 問い合わせ先」において受け付ける。

(3) スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和5年（2023年）9月15日（金）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和5年（2023年）10月3日（火）

※ 諸般の事情により、変更となる場合がある。

11 契約方法

(1) 契約は、「10 選定方法」に記載する審査より、最も優れた提案者とされた者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、手続については、札幌市契約規則（昭和26年規則第9号）その他関係規程による。

(2) 札幌市と最も優れた提案者とされた者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者との交渉を行う場合がある。

(3) 企画書その他提出書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

12 審査基準

審査は、下表に示す審査項目による総合点数方式とし、実施委員会委員の

評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案があるときは、実施委員会の協議により選定するものとする。

なお、総合得点の満点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としないものとする。また、提案者が1者であっても、最低基準を超えたときは、契約候補者として選定する。

審査項目及び配点	審査基準
1 業務遂行能力【30点】	
(1) 業務執行体制 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を円滑に遂行するための適切な業務体制、人員が確保されているか。 ・業務を確実に遂行し得るスケジュールとなっているか。
(2) 類似業務実績 (20点)	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務全体を円滑に進められると判断できる十分な実績があるか。
2 企画提案方針【70点】	
(1) 集客方法 (30点)	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの集客を見込める会場を選定しているか。 ・広報が本業務のターゲットに対して、移住フェアへの参加意欲喚起やさっぽろ圏の魅力が伝わるような効果的な手法・魅せ方となっているか。
(2) 移住フェアの円滑な企画・運営 (30点)	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者にとって会場全体と各相談ブースが回遊しやすいレイアウトや仕掛けとなっているか。 ・予約待機スペースを設け、順番待ちを行う来場者を飽きさせない工夫がなされているか。 ・委託者が準備する来場者アンケートの回答率を高めるための工夫や人員配置がなされているか。
(3) 独自提案 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目標を達成するにあたり、独自性があり、効果的な提案となっているか。

13 失格事項

次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 企画書その他提出書類の虚偽記載その他不正の行為をした者
- (2) 本説明書に定める手続以外の方法により、実施委員会委員又は札幌市職員から助言、援助その他審査の公平性を疑われるような行為を受け、又は

- 求めた者その他審査の公正性を害する行為をした者
- (3) 本企画競争の手續期間中に参加停止の措置を受けた者
 - (4) 提出した企画書その他提出書類に重大な瑕疵があると認められる者
 - (5) 関係法令、本説明書に定める事項等を遵守しない者

14 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎5階南側
札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課（広域連携担当）担当：山本
TEL：011-211-2281 FAX：011-218-5109
Mail：iju@city.sapporo.jp